

## 総合評価競争入札落札者決定基準の変更について

平成28年度から総合評価競争入札落札者決定基準の評価項目、評価基準及び配点を次のように変更いたしますので、入札公告内にある別記「総合評価方式に関する事項」を熟読のうえ入札に参加してください。

<変更内容>

### A 企業の技術力について

#### (1) 評価項目の追加

評価項目・・・「若年の技術者、技能労働者等の育成」

評価基準・・・〇〇工事に関する1級国家資格又は技術士の資格取得実績あり

配点・・・1点

#### ※注意事項

- ・正規社員（資格取得時に29歳以下）の資格取得実績とする。
- ・資格取得実績については、現在雇用されている企業での取得実績に限る。
- ・〇〇工事とは、建設業法別表第1に掲げる工事の種類をいう。
- ・1級国家資格又は技術士の資格とは、B配置予定技術者の能力③にあげる資格と同じとする。
- ・評価対象期間は、加算点申告表を提出する日の前日から過去5年間（60ヶ月）とする。

#### (2) 評価項目の削除

「ISO9001の取得の有無」

#### (3) 配点の変更

評価項目・・・「安城市発注の〇〇工事について、過去3年間（当該年度含まず）に通知された検査結果において、工事成績評定「A」を取得した工事实績」

配点（新）・・・2件以上 → 2点

1件以上 → 1点

0件 → 0点

配点（旧）・・・2件以上 → 3点

1件以上 → 2点

0件 → 0点

(4) 評価項目名の変更

評価項目名 (旧) 「若年の技術者、技能労働者等の育成及び確保」

評価項目名 (新) 「若年の技術者、技能労働者等の確保」

※評価基準、配点等に変更はありません。

C 地域精通度・地域貢献度等

(1) 評価項目の追加

評価項目 . . . 「建設機械の保有状況」

評価基準 . . . 建設機械の保有あり

配点 . . . 1点

※注意事項

- ・ 自社保有又はリースとする。
- ・ 建設機械の保有状況は、経営事項審査における対象建設機械と同じとする。